

静岡県企業局管理規程第4号

静岡県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和3年4月13日

静岡県公営企業管理者

企業局長 松下 育蔵

静岡県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

静岡県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第8条、第12条及び第14条の規定に基づき、静岡県企業局の締結する契約のうち <u>1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下この条において「協定」という。）</u>、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定 <u>その他の国際約束の適用を受けるものの取扱いに関し、静岡県企業局会計規程（昭和42年事業部管理規程第9号）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。</u></p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第8条、第12条及び第14条の規定に基づき、静岡県企業局の締結する契約のうち <u>2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定</u> <u>その他の国際約束の適用を受けるものの取扱いに関し、静岡県企業局会計規程（昭和42年事業部管理規程第9号）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。</u></p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。